

対象火気器具等を使用するイベント では消火器の準備をお願いします

君津市消防本部 予防課

平成25年に発生した福知山花火大会の火災を教訓として同様の事故を防止するため、君津市火災予防条例の一部が改正されました。そのため多数の者が集合する催しにおいて、対象火気器具等を用いる場合には、消火器の準備が必要となりました。

「多数の者が集合する催し」とは？

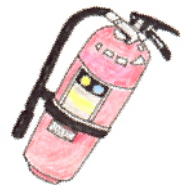
お祭り、盆踊り、花火大会など各種イベントにおいて一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであり、一定の社会的広がりを持つものを対象とし、集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合又は相互に面識がある場合の催しは対象外となります。

「対象火気器具等」とは？

対象火気器具等とは、移動式ストーブ、卓上型コンロ、携帯用発電機、鉄板等を使用して調理等をする器具をいいます。

消火器は誰が準備するの？

- 原則として、対象火気器具等を取り扱う方が1店舗に1本準備してください。



消火器の準備以外にも下記事項にご注意いただき、火災の防止に努めてください。

注 意 事 項

○ガソリンの取り扱い

- ・ガソリンは、金属製容器で貯蔵するとともに、高温となる場所や直射日光の当たる場所を避け通気性の良い場所で保管してください。
- ・容器は、火気や火花を発生する機械器具などの近くに置かないでください。
- ・容器の蓋を開けるときは、エア抜きをしてから開けてください。
- ・ガソリンを取り扱っている周囲で火気や火花を発生する機械器具などを使用しないでください。
- ・くわえタバコでの給油はしないでください。

○発電機の取り扱い

- ・燃料の給油をするときはエンジンを停止し、安全な場所で行ってください。
- ・燃料の残量を確認するときは、ライターなどの裸火を使用しないでください。
- ・火気から離れ、避難の支障とならない場所で使用してください。

○ガスコンロの取り扱い

- ・不燃性の台上で使用してください。
- ・ガスコンロの上方1m以内、周囲15cm以内に可燃物を置かないでください。
- ・ひび割れし、劣化したホースを使用しないでください。
- ・ホースの接続は、確実に行ってください。
- ・ガスボンベは、高温となる場所や直射日光の当たる場所を避け、通気性の良い場所に置いてください。



上記について、ご質問がありましたら担当までお問い合わせください。

担当
消防本部予防課
指導係 53-1906